

○平成六年郵政省告示第七十二号（端末設備であつて電波を使用するものうち、利用者からの接続の要求を拒めないものを定める件）の一部を改正する告示案新旧対照表

（下線部分が変更箇所）

改正案	現行
<p>一 端末設備を構成する一の部分と他の部分相互間において電波を使用する端末設備</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 電波法第四条第三号に規定する無線局であつて、電波法施行規則第六条第四項第六号に規定するPHSの陸上移動局（無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）<u>第九条の四第</u>四号に規定する時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の親機を通信の相手の無線局とするものに限る。）の無線設備を使用する端末設備</p> <p>8 (略)</p> <p>二 (略)</p>	<p>一 端末設備を構成する一の部分と他の部分相互間において電波を使用する端末設備</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 電波法第四条第三号に規定する無線局であつて、電波法施行規則第六条第四項第六号に規定するPHSの陸上移動局（無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）<u>第四十九条の</u>八の二に規定するデジタルコードレス電話の親機を通信の相手の無線局とするものに限る。）の無線設備を使用する端末設備</p> <p>8 (略)</p> <p>二 (略)</p>